

# 経営者が知っておきたい「事業承継」の基礎知識

【コーディネーター】

社会保険労務士法人  
庄司茂事務所  
社会保険労務士  
庄司 茂氏



【参加者】

弁護士法人  
神戸シティ法律事務所  
弁護士  
高島 浩氏



新神戸中小企業診断士事務所  
中小企業診断士  
中島 和樹氏



有限会社旭不動産鑑定所  
不動産鑑定士  
若杉 和宏氏



中小企業にとって「事業承継」は避けては通れないテーマである。2013年版中小企業白書によると、経営者の平均引退年齢は、中規模企業では30年前の61.3歳から67.7歳へ、小規模企業では62.6歳から70.5歳へと上昇し、高齢化が進んでいる。

今回は、いざという時に慌てることがないように、事業承継に備えておくべき課題について話を聞いた。

## I. 事業承継に向けて準備すべきこと

**庄司** コーディネーターを務める社会保険労務士の庄司です。さて、事業承継に関して皆さんはどのような問題点を感じていますか。

**若杉** 事業承継とは会社の株式と経営のすべてを引き継ぐことです。株式や不動産など社長の個人資産の引継ぎには、法律や税金の面で、日常の活動では経験することのない多くの課題に直面します。

**高島** 株式については、相続財産として分散化されるケースがあります。また、相続税対策を重視するあまり、贈与の非課税枠を利用して株式を分散することもあります。その結果、後継者による経営が不安定になり、相続人の中で経営権の争奪戦が発生する場合があります。

**中島** 事業承継は、後継者選びと後継者教育から始まります。後継者が親族である場合でも社内で選ぶ場合でも、時間をかけて取り組まなければなりません。

## II. 法律上の対策について

**庄司** 事業承継の具体的手続きとして、法律上どのような対策が必要ですか。

**高島** 最初に考えるべき問題は株の承継です。中小企業では、所有と経営の一致を維持するため、株式を後継者へ承継させなければなりません。また、事業に供する資産の承継も必要です。親族が後継者の場合は、他の相続人への配慮も必要です。一方、親族以外の従業員等が後継者となる場合は、その後継者が株式を取得するための資金調達や保証債務承継の問題も発生します。

**庄司** 事業承継を支援する「経営承継円滑化法」が制定されました。

**高島** 「経営承継円滑化法」は、中小企業の事業承継を円滑に進めるために定められた法律です。内容は、①遺留分に関する民法の特例、②金融支援措置、③事業承継税制の三つです。

**庄司** 遺留分に関する民法の特例はどのような内容ですか。

**高島** 遺留分とは各相続人に保証されている一定割合の権利のことですが、今回の特例では、会社の株式を遺留分に含めないことになりました。但し、この特例を受けるには推定相続人全員による合意が必要となるため、何らかの代替財産を準備しておくなどの対策を取らなければなりません。

**庄司** その他にも事業承継を支援する法律はありますか。

**高島** 会社法には、定款に相続人に対する売渡請求条項を導入する規程があります。株式を相続した者が会社にとって好ましくない場合には、会社がその相続人に対して株式の売渡し請求を行うことができます。また、議決権のない株式を後継者以外の相続人に割り当てることで、遺留分減殺請求を防ぐ方法もあります。

## III. 税制上の対策について

**庄司** 次に、「経営承継円滑化法」の事業承継税制について教えてください。

**高島** 事業承継では、株式や社長個人が所有する資産の引継ぎをするにあたって、贈与税・相続税が発生するため、納税資金を確保しておかなければなりません。事業承継税制は、その納税の一部を猶予する制度です。しかし、その適用には細かな要件があり事前準備が必要です。

**若杉** 自宅や店舗工場など不動産についても、多額の相続税が課されると生活や事業の継続に支障が出てきます。これを救済するために、小規模宅地等の評価減の制度があります。また、土地の評価は、前面の路線価や財産評価基本通達等による画一的な処理がなされがちですが、実勢価格がこれを下回っている場合には、評価の専門家による評価額に基づく方が、適正に節税できる場合があります。さらに、こ

れを機に、企業が保有する不動産が十分に有効利用されているかを検討することも重要です。

## IV. 後継者の育成と社内外への対応

**庄司** 後継者教育についてはどうですか。

**中島** 親族が後継者候補として入社した場合、最初は役員ではなく一般社員として各職場を経験させ、人間関係を醸成させる期間が必要です。また、他社へ修行に出す方法もあります。後継者候補を社内の従業員等から選ぶ場合には、資質や人間関係を十分考慮した上で、時間をかけて引き継がせていくとよいでしょう。

**庄司** 取引先や金融機関との関係を維持するためにはどうすればよいですか。

**中島** 中小企業は、社長個人の信用=会社の信用となっているので、早い段階から社長が後継者を同行させ、後継者個人との信頼関係を築くことが大切です。

## V. 経営全般の問題

**庄司** 事業承継後には、どのようなことに注意すべきでしょうか。

**中島** 事業承継の有無にかかわらず、内外の目まぐるしい環境変化の中で、企業の経営を維持することは大変なことです。「不易流行」という言葉がありますが、創業以来の本質的なものを大切に守り、変えるべきところは変えていくという姿勢が必要です。事業承継はそのための絶好のチャンスです。中長期計画や経営指針を作成し理念と方針を明確にすることも、承継後の社長がリーダーシップをとるための一つの手段です。

**庄司** 社内改革を考える機会にもなりますね。中小企業の場合、事業承継直後に労務トラブルが発生することはよくあります。就業規則等の諸規程に不備がないか、中長期計画や経営指針を実践していくために、人事制度や賃金制度が今後の企業経営と合致しているかなどを踏まえて再整備することが必要です。